第5節 破綻処理

I 破綻銀行の処理

1. 日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)(資料9-5-1、2参照)

平成10年12月13日、金融再生法第36条第1項に基づき特別公的管理の開始の決定が行われた日本債券信用銀行については、平成12年6月30日、金融再生委員会の承認を受け、ソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループとの間で譲渡に係る最終契約書が締結され、同年9月1日、同行の発行済普通株式約25億株を同グループに対して譲渡することにより、特別公的管理が終了した。

(平成13年1月4日、同行は「㈱あおぞら銀行」に名称変更)

2. 国民銀行(資料9-5-3参照)

平成11年4月11日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた国民銀行については、平成12年3月7日、八千代銀行との間で営業譲渡契約書が締結され、同年8月14日、営業譲渡が実施された。これに伴い、同日、国民銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

3. 幸福銀行(資料9-5-4参照)

平成11年5月22日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた幸福銀行については、平成12年10月6日、米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって組成した日本インベストメント・パートナーズの下に設立された関西さわやか株式会社との間で営業譲渡契約書が締結され、平成13年2月26日、同行から関西さわやか銀行(関西さわやか株式会社の銀行免許取得後の行名)への営業譲渡が実施された。これに伴い、同日、幸福銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

4. 東京相和銀行(資料9-5-5参照)

平成 11 年 6 月 12 日、金融再生法第 8 条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた東京相和銀行については、平成 12 年 6 月 27 日、アジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されたが、基本合意書締結後に判明した事情等により、基本合意書の枠組みの中では必ずしも解決が図れない問題があることから、金融再生委員会の了承の下、11 月 30 日、当該基本合意書を両者の合意の上解消することとなった。

上記の基本合意の解消に伴い、東京相和銀行の金融整理管財人において、改めて譲渡先選定の作業を行った結果、平成13年1月25日、東京相和銀行と米国に本拠を持つ投資ファンドであるローン・スターとの間で営業譲渡契約契約書が締結され、同年6月11日、同行から東京スター銀行(ローン・スターにより設立された新銀行)への営業譲渡が実施された。これに伴い、同日、東京相和銀行に係

る管理を命ずる処分が取り消された。

5. なみはや銀行(資料9-5-6参照)

平成11年8月7日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われたなみはや銀行については、平成12年7月28日、大和銀行及び近畿大阪銀行との間で営業譲渡契約書が締結され、平成13年2月13日、営業譲渡が実施された。これに伴い、同日、なみはや銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

6. 新潟中央銀行(資料9-5-7参照)

平成11年10月2日、金融再生法第8条に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた新潟中央銀行については、平成12年12月21日、大光銀行、第四銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行との間で営業譲渡契約書が締結され、平成13年5月9日に第四銀行、同年5月14日に大光銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行への営業譲渡が実施された。これに伴い、同14日、新潟中央銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

Ⅱ 協同組織金融機関の破綻処理

1. 信用金庫の破綻処理

12 事務年度中(12 年7月から13 年5月まで)に預金保険法の適用を受けて救済金融機関への事業譲渡が行われた破綻信用金庫は以下のとおりである。

破綻公表日	破綻信用金庫	事業譲渡先	事業譲渡日
12年 1月28日	西相信用金庫	さがみ信用金庫	12年11月13日
11年12月10日	松沢信用金庫	昭和信用金庫	12年12月 4日
12年 1月14日	京都みやこ信用金庫	京都中央信用金庫	13年 1月 4日
12年 1月14日	南京都信用金庫	京都中央信用金庫	13年 1月 4日
11年11月12日	小川信用金庫	埼玉縣信用金庫	13年 1月 9日
12年 4月14日	岡山市民信用金庫	おかやま信用金庫	13年 2月 5日
12年 4月21日	わかば信用金庫	東京都下9信用金庫(注2)	13年 2月26日
11年11月19日	日南信用金庫 (注1)	南郷信用金庫	13年3月26日

- (注1)金融再生法に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分 を受けたもの。
- (注2)太陽信用金庫、朝日信用金庫、同栄信用金庫、芝信用金庫、昭和信用金庫、 日黒信用金庫、東調布信用金庫、王子信用金庫及び多摩中央信用金庫の9信用 金庫。

なお、12 事務年度中(12 年 7 月から 13 年 5 月まで)に破綻公表を行なった信用金庫はない。

2. 信用組合の破綻処理

12 事務年度中(12 年7月から13 年5月まで)に金融再生法及び改正預金保険 法に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行なった 信用組合は以下のとおりである。

管理命令日	破綻信用組合	事業譲渡先	事業譲渡日
12年 8月25日	新潟商銀信用組合	未 定	未 定
12年10月 6日	不動信用組合	金沢中央信用組合	未 定
12年12月 1日	道央信用組合	空知商工信用組合	13年 7月 9日
12年12月 8日	瑞浪商工信用組合	東濃信用金庫	未 定
12年12月15日	輪島信用組合	未 定	未 定
12年12月16日	信用組合関西興銀	未 定	未 定
12年12月16日	東京商銀信用組合	未 定	未 定
12年12月16日	朝銀青森信用組合	朝銀北東信用組合	未 定

12年12月16日	朝銀宮城信用組合	朝銀北東信用組合	未 定		
12年12月16日	朝銀島根信用組合	朝銀西信用組合	未 定		
12年12月16日	朝銀広島信用組合	朝銀西信用組合	未 定		
12年12月16日	朝銀山口信用組合	朝銀西信用組合	未 定		
12年12月16日	朝銀福岡信用組合	朝銀西信用組合	未 定		
12年12月16日	朝銀長崎信用組合	朝銀西信用組合	未 定		
12年12月29日	朝銀近畿信用組合	未定	未 定		
12年12月29日	朝銀千葉信用組合	朝銀関東信用組合	未 定		
12年12月29日	朝銀東京信用組合	朝銀関東信用組合	未 定		
12年12月29日	朝銀新潟信用組合	朝銀関東信用組合	未 定		
12年12月29日	朝銀長野信用組合	朝銀関東信用組合	未 定		
12年12月29日	朝銀福井信用組合	朝銀中部信用組合	未 定		
12年12月29日	朝銀愛知信用組合	朝銀中部信用組合	未 定		
13年 2月16日	茨城商銀信用組合	未定	未 定		
13年 3月16日	神奈川県青果信用組	未 定	未 定		
	合				
13年 4月 6日	だいしん信用組合	未 定	未 定		
13年 4月 6日	加賀信用組合	未 定			
13年 4月20日	信用組合京都商銀	未定	未 定		
13年 5月11日	千葉県商工信用組合	未定	未 定		
13年 5月25日	春江信用組合	未 定	未定		
AND THE PROPERTY OF A CHARLES THE PARTY OF T					

(注) 朝銀近畿信用組合を除く 13 朝銀信用組合については、11 年5月に破綻公表済。

また、12 事務年度中に預金保険法の適用を受けて救済金融機関への事業譲渡が行われた破綻信用組合は以下のとおりである。(以下の信用組合はすべて金融再生法に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けたものである。)

管理 管理	理命令日	破綻金融機関	事業譲渡先	事業譲渡日
11年	5月21日	日本信販信用組合	王子信用金庫	12年8月7日
11年	10月29日	北兵庫信用組合	みなと銀行	12年12月11日
12 年	5月12日	四国貯蓄信用組合	百十四銀行	13年3月19日
12 年	3月30日	石川商銀信用組合	北陸商銀信用組合	13年4月23日
12 年	1月24日	振興信用組合	大東京信用組合	13年5月14日
10 年	6月10日	信用組合大阪商銀	京都シティ信用組	13年5月28日
			合	